

ラムサール条約とは

正式名称「特に水鳥の生息地として
国際的に重要な湿地に関する条約」

- ◆条約の3つの目的（基本原則）
 - ①保全・再生
水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活を支える重要な生態系として幅広く湿地を保全・再生
 - ②賢明な利用（ワイズユース）
地域の人々の生業や生活とバランスのとれた保全を図るための湿地の賢明な利用（ワイズ・ユース）
 - ③交流、学習
上記に向けた交流・能力養成・教育・参加・普及啓発
- ◆登録状況（2025.1.31現在）
世界 2,525か所（257,491,218ha） 日本 53か所（155,174ha）

猪苗代湖はラムサール条約基準を満たしています

- ◆日本での登録条件
 - ①国際的に重要な湿地であること
 - ⇒ 基準1：代表的、希少又は固有の湿地タイプを含む湿地
 - ⇒ 基準6：水鳥の個体数の1%を支える
 - ②国の法律により、将来にわたり自然環境の保全が図られること
 - ⇒ 磐梯朝日国立公園に指定済
 - ③地元住民等から賛意が得られること
 - ・基準6に該当する水鳥『コハクチョウ』
2016年から2020年の5年間に
おいて、日本へ渡来する数の
1%以上の渡来がみられる。



登録に向けた現在の取り組み

- RIS（ラムサール条約湿地情報票）の作成
 - ・RIS…Ramsar Information Sheet
- RISの主な項目
 - ・湿地基準と重要性、地図(デジタルデータ)等



2024年5月31日
「猪苗代湖環境保全推進連絡会」
にて条約登録を目指すことで一致
(福島県は特別委員)

スケジュール				
年月	2024 9～12	2025 1～3	2025 4～6	2025 7
内容	RIS作成 委託 契約済	環境省へ RIS提出 提出済	現在 自然環境 部会 「野生生物 小委員会」 報告	環境省より ラムサール 事務局へ 正式通報
	COP15 第15回 締約国 会議 【ジンバブエ】			
随時実施 登録自治体・環境省 事務打合せ				

次の100年に向けた取り組み

啓発活動



条約登録後におきましても、
様々な湿地保全活動を進めてま
いります。
皆様の御協力につきましてど
うぞよろしくお願いいたします。